様式第１号（その１）（第２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　港湾施設使用許可申請書

　福井県知事　様

船長氏名

申請者名

申請者住所

【外航・内航】　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名および電話番号

|  |
| --- |
| ※申請者コード |
| 船舶基本情報 | 船名 | IMO番号(船舶番号または漁船登録番号) |
| 船種 | 【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】　／　【汽船・機船・機帆船・その他】 |
| 国籍 | 船籍港 |
| 総トン数 | 国際総トン数 | 重量トン数 | 全長 |
| 連絡方法 | 呼出符号(信号符字) | 船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他の連絡先 |
| 船主等情報 | 船主名(所有者名)、住所および電話番号またはFAX番号 | ※(コード） |
| （名前） |
| （住所） |
| （電話番号またはFAX番号） |
| 運航者名、住所および電話番号またはFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名、住所および電話番号またはFAX番号を併記すること。) |
| （名前） | ※(コード） |
| （住所） |
| （電話番号またはFAX番号） |
| 代理人(店)名、住所および電話番号またはFAX番号 | ※(コード） |
| （名前） |
| （住所） |
| （電話番号またはFAX番号） |
| 入港情報 | 入港予定港名 | 入港予定日時　　　　　月　　　　日　　　　時　　　　分 |
| 停泊目的 | 希望びょう泊場所 | びょう泊予定期間　　　　月　　日　　時　　分から　　　　月　　日　　時　　分まで |
| 係留施設(希望船席)名称および場所 | (コード) |
| 着岸(予定)日時　　　　　月　　　　日　　　　時　　　　分 | 離岸(予定)日時　　　　　月　　　　日　　　　時　　　　分 |
| 移動前停泊場所 | 移動後停泊場所 |
| 移動理由 | 移動予定日時月　　日　　時　　分 | 移動後停泊予定期間　　　　　　 月　　日　　時　　分から　　　　　　 月　　日　　時　　分まで |
| 運航区分　　【入港、移動】 | 着岸舷側　　【左舷、右舷】 | (被)接舷船名 | 最大喫水(入港から出港まで)　　　　　　(m) |
| 航海情報 | 航路名 | 　　 【優先指定・定期・不定期】 |
| 仕出港 | 前港 | 次港 | 仕向港 |
| 特定海域の入域の位置および予定時刻(入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】　（予定日時）　 月　　日　　時　　分 |

|  |  |
| --- | --- |
| 船名 | IMO番号(船舶番号または漁船登録番号） |
| 貨物情報 | 本邦内での陸揚貨物の種類および数量 | 入港予定港における船積貨物の種類および数量 |
| 入港予定港 | （種類） | （数量） | （種類） | （数量） |
| その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載） |  |  |
| 危険物情報 |  | 品名、等級、国連番号、容器等級および引火点（密閉式による摂氏） | こん包の数および正 味重量 | 船舶内の積付け位置 |
| 入 港 時 |  |  |  |
| 出 港 時 |  |  |  |
| 危険物荷役情報 | 危険物荷役業者名および電話番号 |
| 危険物荷役期間　　　　　月　　　　日　　　　時　　　　分から　　　　　月　　　　日　　　　時　　　　分まで |
| 保障契約情報 | 保障契約締結の有無【有　・　無】 | 保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合) |
| 　一般船舶等保障契約証明書 |  |
| 　難波物保障契約証明書 |  |
| 　CLC条約証書 |  |
| 　バンカー条約証書 |  |
| 　ナイロビ条約証書 |  |
| 保障契約証明書等を有していない場合の記　入　事　項 | ①保険者等の氏名または名称 |  |
| ②保障契約の証書の番号 |  |
| ③保障契約の有効期間 |  |
| ④燃料油濁損害および船体撤去の費用を担保し、ま　たは填補する契約となつているか。 | 【なつている・なつていない】 |
| ⑤保障限度額 |  |
| 過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無　　　　　　　　　　【有　・　無】 |
| 備考 | ※総トン数１００トン以上１０００トン以下の一般船舶(燃料油油濁損害)、総トン数１００トン以上３００トン未満の一般船舶(船骸撤去等の費用)に限り、①～⑤の項目を記載することで、保障契約証明書等に替えることができる。 |
| （注）１　この様式は、国際航海に従事する船舶が岸壁、係船くい、桟橋、物揚場および係船浮標を使用する場合　　　に用いるものとする。ただし、桟橋および物揚場については、プレジャーボートが使用する場合を除く。　　２　別に定める方法により申請書を作成するときは、この様式に所要の調整をして用いることができる。　　３　※印の欄は、別に定める方法により申請書を作成する場合にのみ記入するものとする。 |